

《資料2》

令和5年度

男女共同参画基本計画実施状況報告

笛吹市

令和6年3月 公表

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標1-1 『人権の尊重』

重点目標1-2 『固定的役割分担意識の解消』

重点目標1-3 『男女に対するあらゆる暴力の根絶』

関連する数値

担当課	事業内容	単位	基準値	R3	R4	R5	目標値
市民活動支援課	人権教室の参加者数	人	190	0	250	169	200
市民活動支援課	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8	—	—	—	70
市民活動支援課	男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61	—	—	—	100
市民活動支援課	配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8	—	—	—	70

アンケート調査は単年度調査としないため、斜線となります。

(参考) 配偶者暴力相談センターへの相談件数(県内計) R3 1,711 R4 1,921 R5 2,102人

基本目標Ⅱ 男女が働きやすいまちづくり

重点目標2-1 『ジェンダー平等の実現』

重点目標2-2 『多様な働き方の実現と女性の活躍推進』

重点目標2-3 『農業などの自営業者における男女共同参画の推進』

関連する数値

担当課	事業内容	単位	基準値	R3	R4	R5	目標値
子育て支援課	保育所待機児童の数	人	0	0	0	0	0
子育て支援課	病児保育事業*2 実施施設	箇所	1	3	3	3	3
農林振興課	家族経営協定*1 の申請件数	件	66	67	70	75	68

*1経営方針や役割分担、労働時間、労働報酬、休日などについて家族間の十分な話し合いに基づいて取り決めを行い、それぞれ自覚を持って経営に参画することを目的に締結する協定

*2病児保育事業は、病児・病後児対応型(病院等の専用スペースにおいて児童を一時的に保育する)、体調不良時対応型(保育所等に看護師等を設置し体調不良時に緊急的な対応を図る)を併せて病児保育事業としている。

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標3-1 『性に応じた心と身体の健康の推進』

重点目標3-2 『すべての人が安心して暮らせる環境の整備』

重点目標3-3 『結婚から子育てまでの継続的した支援』

関連する数値

担当課	事業内容	単位	基準値	R3	R4	R5	目標値
健康づくり課	特定健診*1男女別受診率(40～74歳)	%	男性47.4 女性53.0	男性37.3 女性43.6	男性43.8 女性48.7	男性44.3 女性49.1	男女共に60.0%
長寿介護課	地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	%	4.1	4.1	なし	2.2	5.1
健康づくり課	自殺死亡率(住所地ベース)	—	18.65	前年の死亡率を下回る	13人 19.04%	前年の死亡率を下回る	前年の死亡率を下回る
政策課	合計特殊出生率	—	1.39	—	1.55	1.56	1.61
子育て支援課	「ふえふき子育て広場」ダウンロード数	件	1,052	1,292	1,451	1,628	2,300
企画課	子育て世代定住支援事業の申請件数	件	110	135	146	139	170
障害福祉課	放課後等デイサービス利用者数	人	101	153	186	206	129

*1メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診制度。H20～実施

基本目標Ⅳ 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標4-1 『地域における男女共同参画の推進』

重点目標4-2 『防災・減災への女性の参画』

関連する数値

担当課	事業内容	単位	基準値	R3	R4	R5	目標値
総務課	女性行政区長数	人	1	3	4	4	2
市民活動支援課	市民活動・ボランティアセンターの登録団体数	団体	63	62	61	60	71
生涯学習課	市民講座参加者数	人	738	735	1,288	1,438	1,000
防災危機管理課	女性消防団員	人	15	12	10	15	15

基本目標Ⅴ 男女共同参画推進体制の充実

重点目標5-1 『政策方針決定過程への女性の参画の拡大』

重点目標5-2 『男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進』

重点目標5-3 『多様な団体における男女共同参画の推進』

重点目標5-4 『推進状況の検証』

関連する数値

担当課	事業内容	単位	基準値	R3	R4	R5	目標値
総務課	市の管理職における女性の割合	%	29.2	26.9	33.2	28	30.0
市民活動支援課	審議会等の女性登用割合	%	26.8	30.5	27.2	32.0	30.0
市民活動支援課	男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	38.1	—	—	—	50.0

令和5年度より追加分

[illegible]